

明代太医院制度の研究

土屋 悠子

<目次>

- 第Ⅰ部 太医院制度の成立とその官制
 - 第一章 明朝太医院の成立とその職掌
 - 第二章 皇帝の治病と太医院医官—成化・弘治両帝の不豫を中心に—
 - 第三章 医学教育制度—太医院医術十三科—
- 第Ⅱ部 太医院医官の社会的地位
 - 第一章 科挙における医戸籍と太医院籍
 - 第二章 太医院院使とその伝奉授官
- 第Ⅲ部 太医院による勅撰官修薬典の編纂
 - 第一章 『御製本草品彙精要』の編纂始末
 - 第二章 『御製本草品彙精要』のその後—太医院医官に対する弾劾訴追との関わりを中心に—

<内容の要約>

本論文は、14世紀から17世紀にかけて中国を統一した明朝の王朝医療制度について、その中央医療行政組織である太医院に視座を置き、歴史に活躍した医官とその官制、医学教育制度、及び医事行政の実態をそれぞれ検討した研究である。

太医院とは、金・元・明・清の王朝で設置された中央医療行政組織の名称である。この太医院の変遷を中国の歴史から見ると、その淵源はそもそもは周代の天官組織の中に位置づけられた、宮廷医官としての医師の存在にあった。宮廷医官はその王朝の君主系統の護持のために、専ら君主の病気治療や儲君（皇太子）の安寧業務に当たっていたが、時代が降るとともに百官に対する治療責任をもその業務範疇に含むようになった。こうした医事行政の拡大は、均一な医学知識を有する人員の確保を必要とする。この人員の確保のために設置されたのが、宮廷医官の養成を目的とした医学教育機関であった。この医学教育機関は医学と称され、王朝の官僚組織下に置かれることとなる。医学教育を掌る王朝の官僚組織は、太医署・太医局・太医院という名称で隋・唐時代から組織が変遷してきた。こうした組織変遷の中、宮廷医官は皇帝の病気治療を担当する太医（御医）、朝廷関係者への治療や民間への施薬を担当する医官・医士に役割ごとに階級が区分され、医事行政の業務域が広げられていった。

この太医（御医）・医官・医士という階級によってなる医官体制は、特にモンゴル帝国の広域支配の後に興った明朝において、①華北と華南の文化統一や田賦の銀納化、②出版文化の隆盛、③金元四大家の医学思想の導入、等による社会的・文化的要因を裏付けとして、確固たる官僚組織としてその存在が位置づけられていく。しかしながら、こうした歴史を経て成立した宮廷医官体制は、清朝末期の近代化の波の中でその終焉を迎えることとなる。

従って本論文では、前近代における宮廷医官体制が大成された時代として、明代の太医院制度に注目することとした。

これまでの明代太医院制度に関する研究は、通史の一時代としてその医学発展の様子が位置づけられ、正史や法典類から制度条目を挙げてその医事行政及び医育行政の内容を整理して論じているものが多い。また、唐・宋・元・明・清の宮廷医官体制に関する専著論文から鑑みると、宮廷医療機構や医学教育の究明に関心が多く払われている傾向がある。こうした手法や観点による研究は、概略的な医療制度の特徴を理解するという点では非常に重要な基礎的研究であると言える。しかしながら、制度運用の実例や全体的な統計が挙げられていないために実証的にその制度の本質を理解できているとは言い難い。また、明史研究では王朝政治に関わる研究の他、里甲制や徭役制度に関わる戸籍制度の研究、官僚や科挙に関わる研究も盛んに行われてきたが、こうした制度研究との関連性から研究課題が提示されるには至っていない状況であった。そこで本論文では、こうしたこれまでの明史研究の実績を基礎とし、その上で①太医院の組織論、②太医院医官に対する社会的認識、③太医院による医書編纂、の三つの観点から明代太医院制度の研究を行うことを目的とし、三部構成でその特徴を論ずることとした。

第 I 部 太医院制度の成立とその官制

第 I 部では、明朝における医療制度構築の本質を検証するにあたって、公用を目的として編纂・刊行された『大明会典』（正徳 6 年、万暦 4 年版を使用）から、太医院制度の初期変遷の様子とその職掌である医事行政、及び医学教育について検討した。

第一章では、国制総覧という性格を持つ『大明会典』にまとめられた、太医院組織の成立経緯と、太医院の職掌及び諸司との行政区分について整理した。

明朝初期の医官体制は、医学提挙司（従五品衙門）から大医監（正四品衙門）、そして太医院（正三品衙門）へとその組織名称が改定され、組織品秩はその後正三品衙門から正五品衙門へと是正されて医官体制が組織されていった。この名称及び品秩の改定は、軍事政権であった初期における明朝の体制が、次第に文治統治へと移行していく過程をそのまま示している。医学提挙司は、太祖洪武帝が呉王を称した至正 24 年（1364）に、統治領域における諸路の医学教育を管理することを目的に、元制を踏襲して設置された。そして太医監は、呉元年（1367）の前年（1366）に医学提挙司からその名称が改められたものである。呉元年は、朱元璋が淮南地方を平定した後に、韓林児の大宋国から自立を宣言した年でもある。従ってこの当時の改称は、朱元璋が大宋国から自立することを意図して敷かれた布石であったと見なせる。朱元璋は、呉元年（1367）の 9 月に入るや、すぐに太医監から太医院へと組織の名称を変え、自らの侍医であった医官に中央及び地方医事管理の権限を与えた。そして洪武 14 年（1381）には、太医院の品秩を正三品から正五品に改め、明朝の基本的な医官体制をここに確立させた。この年の品秩改定は、胡惟庸の獄に端を発した中書省の廃止から、六部の皇帝直属体制成立に至る体制改革の余波でもあった。ところが、洪

武政権下で組織改編されて成ったこの医官体制は、永楽期に南京から北京に首都が遷されたことに相俟って、少しくその様相を変えることとなった。その後の太医院の医官体制は、この時に移行された燕王政権下の医官たちが担っていくことになったのである。

太医院の職掌には医育行政と医事行政がある。これらの行政は、諸司との行政区分が明確に線引きされた上で、それぞれの官庁が互いに連携して行われていた。医育行政では国子監制度に則して中央及び地方に学校教育課程が設置され、礼部による考試によって医官が登用される仕組みとなっていた。一方、医事行政では皇帝や皇室に対する治療の際には内府の御薬局太監との連携があり、各処への医官派遣の手続きの際には吏部との連携が要されていた。地方での医育・医事行政に当たっては、府州県に設置された医学や王府良医所、衛所医学や惠民薬局といった医学校及び施療所との連携で行う必要があり、太医院の職掌が諸所に及んでいたことが窺える。

明朝太医院組織の初期の医官体制の変遷や、その職掌の整理を通して明らかとなったのは、明朝の医官体制が皇帝や朝廷の百官に対する医療行為のみを目的に定められたものではなく、王朝医学の発展、医官派遣の地域拡大、庶人に対する惠民政策の一つとして施薬・施療をもその存在意義に含んでいたことである。

第二章では、太医院の医事行政という点に注目し、特に皇帝に対する治病とその後の措置について、成化・弘治両帝の事例を中心に検討した。

皇帝の体調が悪くなることを想定して、太医院医官は平時から後宮に輪番宿直し、進薬の製剤を管理して政務繁多な皇帝の危急に当たらなければならなかった。皇帝が不意に発病してしまうと、政務上では療養のために皇帝が朝政に出御しない「不視朝」を行うことがあった。その際、太医院医官は規定されている進薬の手順に基づき、内官とその責任を二分して御薬を精製し、皇帝に進呈しに行く訳である。この時、後に治療経過を観察するためと責任所在を明らかにする意味で記録簿を記しておき、不足の事態に備えるようになっていた。しかしながら、皇帝には裁可を行うという王朝政治を動かす重要な役割があり、日々行われる繁多な政務の中では「不視朝」を行い朝政に参加せずにいることはできても、治療に専心することはなかなか難しいことであった。実際に明朝 17 代皇帝の最期を鑑みると、その多くは 20~40 代の壮年の盛りで臨終の床についていることがわかる。このことから、進薬のみでは太医院医官の治療の効が得られない事態が間々あったことが窺える。

こうした皇帝の政務上の事由は、太医院医官の治病結果には何ら情状酌量の余地を与えることはない。皇帝の崩御は、結局のところは太医院医官の医療過誤として扱われることになるのである。故に、皇帝の崩御後には六科給事中等より太医院医官に対して責任追及の議が挙げられ、弾劾訴追が行われることが常であった。弾劾の論点は、まずは太医院の皇帝に対する治療が進薬を前提としていることから、『大明律』名例律、十惡大不敬の「合和御薬誤不依本方及封題錯誤」の正条に則して、その事実確認が関係者の間で問われることとなる。ただし、内府には進薬の記録簿が常に保管されていることから、この記録内容によっては杖刑 100 の罰に該当する「合和御薬誤不依本方及封題錯誤」は、得てして降格

なお留官として処理されるのみとなることがあった。しかしながら、時によっては他の律に照らされて太医院医官が弾劾を受けることもあった。その罪状は、治療過誤に焦点を充てたものではなく、太医院医官の職務状況を問う『大明律』巻2、吏律職制の「交結近侍官員」というものであった。この罪が妥当と見なされた場合は、責任職種ごとに革職閑住、医戸籍剥奪、降格、辺境に左遷、等の処分を受け、一方では医官としての役割を終え、一方ではなお留官となる者がいたのである。

以上の如く、皇帝の裁可権と皇帝に対する太医院医官の治病状況、そして皇帝の崩御における太医院医官に対する治療過誤の追究、及び関連する罪刑とその処置状況を検討したことによって、医官の治療過誤を想定した律、特に皇帝の治病に関する「合和御薬誤不依本方及封題錯誤」の規定は、太医院制度に関連する重要な項目の一つであったと認識することができた。

第三章では、太医院の医育行政に焦点をあて、明朝の中央医療行政組織の下に設置された学校教育制度、特に中央医学である太医院医術十三科について検討した。

学校教育制度は、そもそも官僚を養成する目的で制定されたものである。その養成課程の中で育成された優秀な人材は、科挙という高等官僚登用試験で更に優劣が振り分けられることになる。科挙には地方で行われる郷試と、京師で行われる会試・殿試の三段階の考試があり、郷試合格者を挙人、殿試合格者を進士と称して、合格者には徭役優免などの優遇特権が与えられた。科挙に合格した進士たちは、中央政府の役人として中央・地方の行政を担わされることとなる。王朝で養成された医官もまた、こうした学校教育及び官僚登用、そして差派の階段を踏むこととなる。

王朝の医学教育では、中央に太医院医術十三科、地方の府州県ごとに医学という学校が設けられていた。これらの医学教育機関に入るには、医戸籍という世襲の戸籍に属していることが前提として必要であった。特に儒書を読むことができ、医術に精通している優秀な官生の子弟及び医戸籍層の子弟は、中央医学である太医院医術十三科に入選することができ、その場合は将来的に中央医療行政組織に勤める医官になることを見越して、挙人や進士と同様にそれ相応の給与（単身と扶養で異なる）と徭役優免特権が与えられた。太医院医術十三科に入った医戸籍層の子弟は太医院医生と称され、府州県の医生と区別されることになる。太医院医術十三科はすなわち、大方脈（内科）、小方脈（小児科）、婦人、瘡瘍（外科）、鍼灸、眼、口齒、接骨（整形外科）、傷寒（病理学）、咽喉、金鏃、按摩、祝由である。太医院医生はこの十三科の中から一科を専門とし、御医や吏目に師事して各館で医事行政の補佐をしながらその実習に励んだ。その習業課程は三年制となっており、毎季の院考試と卒業のための礼部考試が課されていた。礼部考試の成績は三等に分けられ、その後の医士生活及び陞進差派に影響を及ぼすこととなる。一等は内府御薬房勤務、二等三等は本院勤務として各処に派遣された。一方、府州県の医学で養成された医生にも中央入仕の機会が与えられており、地方官の推挙及び礼部の認定、或いは地方巡察の考試によって医士資格の授与及び配属が考慮されていた。

こうした医学教育課程では、修業年限と考試の規定によって苛烈な競争が展開され、卒業及び認定試験となる礼部考試を突破できない者は、医籍を削られて民籍としての賦役を負うことになった。こうした医学教育の賞罰規定から、国子監制度や府州県儒学制度と比して異なる学校教育の様相があったことが窺われた。

第Ⅱ部 太医院医官の社会的地位

第Ⅱ部では太医と呼ばれる宮廷医官について、その社会的地位がどのように形成され、そして明代においてどのように認識されていたのかについて、戸籍制度とその陞進規定を基に検討を試みた。

第一章では、科挙の合格者名簿である『進士登科録』を用いて、その中から医戸籍層進士を抜粋して明朝雑役戸の一つであった医戸籍と太医院籍の性格について検討し、そして太医院医官子弟の文官任職の様相について実例を挙げてその特徴を明示した。

明朝戸籍制度において、民籍は納税を負担し、軍籍は軍役を負担し、その他種々の雑役は雑役戸が世襲でその義務を負うものであった。こうした賦役に関しては、里甲制や徭役制度の研究が率先して行われて来たが、医療行政における医役負担を義務とする医籍については、この戸籍が納税、軍役以外の繁多な雑役の一つとして認識されて来たため、具体的にどのような医役を負担した戸籍であったかはよく知られていない。これは、その戸籍層が民戸や軍戸に比べて全体に占める割合が少ないために、戸籍冊の存在が確認されていないことにその原因がある。ただし、この医戸籍の存在は、『進士登科録』という科挙受験者名簿からその痕跡を確認することができる。

『進士登科録』は、進士家状という科挙受験時の身分証明書から写された科挙合格者の名簿記録である。そしてこの進士家状は、科挙を受ける際に属地・属籍の官庁から発給されることとなっていた。従って各地各職の官庁には、所属者の戸籍冊がそれぞれ保管されていたと言えよう。

医役を義務とする戸籍冊には、医籍の他に太医院籍、太医院官籍、南京太医院籍、南京太医院官籍という区分があった。太医院籍は、王朝の中央医療行政組織である太医院に属する戸籍冊のことである。太医院医術十三科に所属する医師、及び太医院に所属する応役者は、全てここに属することとなる。一方、太医院官籍は皇帝から官職の永久世襲を認められたもの、南京太医院籍は南京太医院に属するものに限り区分された戸籍であった。そしてこの太医院籍や太医院官籍という戸籍は、徭役優免の特権を有していた。

徭役優免は一般的な民戸や軍戸には該当しないものであり、通常正丁ごとに課される義務が免除されるというものである。太医院籍に属する者はこの優免特権が二種類あった。すなわち、御薬房勤務となる太医院医官及び医士などは二丁免除、本院勤務となる応役者は一丁免除、という具合である。また、太医院籍に所属する者には科挙に関しても特権があった。これは「在京応試」と言い、出身郷貫が京師以外の地方にあっても、回郷せずに京師の郷試に応じることができた、というものである。太医院医官の子弟や太医院の医士・

医師は「在京応試」が許されていたため、定額取士が確立されている科挙で挙人及び進士に合格する際に比較的有利であった。従来、科挙は南北で6対4と取士の額数が定められていた。これは洪武30年(1497)の科挙で合格者が南人に偏るという南北榜事件以来の規定であり、南人抑制策とも見なされた政策であった。南直隸出身者の多い太医院医官の子孫弟姪にとっては、「在京応試」で科挙に臨むことは、文化的な実績から受験倍率の高い南人枠で応試するよりは、反って学力的に優位な北人枠で挙人に及第できるという利点があった。この事例により、南人抑制策として執られた取士定額に相反する状況が、実情では黙認されていたことが確認された。この制度矛盾は、明代に至る南北の経済、及び文化発展の差に依拠されたものであったと言えよう。

科挙はあらゆる戸籍に属するものが、門戸の如何に拘わらず挑むことができた階級移動の道であった。科挙郷試におけるこうした門戸開放の環境から、医戸籍の子弟においても家学継承を捨てて官界に入仕の道を見出した者がいた。特に太医院籍に属した進士合格者に注目すると、その太医院医官の家系が後ろ盾となり、後の登用の面においても兄弟でエリートコースを踏んでいたという事例が看取された。こうした太医院籍の有する優免及び「在京応試」の特権と、医官子弟の医籍進士としての文官任職の実例から見ると、太医院医官の社会的立場は、事実与えられている正五品という官品よりも、より優遇されたものであったと見なすことができよう。

第二章では、成化年間に盛行した伝奉授官という陞進事例に注目し、太医院の長官である太医院院使が皇帝の聖旨伝奉により通政使司の官を与えられた事例を通して、太医院医官の文官任職の意義を検討した。

太医院医官とは、もともと王朝の医事行政を総括するために設けられた官職であり、王朝の医官養成課程を経て育成された人士が、その専門性の故に登用される。文官としての役割よりは、むしろ医者としての役割を多く望まれた官職であったと言えよう。しかしながら、成化年間(1465~1487)には、太医院院使(正五品の長官)が通政使司の官へ陞進するという、特異な事例が多く現れた。人事は、通常であれば吏部が管轄する考課の法によって決定されるものであるが、上述の陞進は皇帝の聖旨を太監が伝奉して賜与する形式で行われた。これを伝奉授官と言う。

乾清宮に起居する皇帝は、朝政に出御して閣臣と政務を行う時、或は内閣大学士を召見する時を除き、通常は太監を通して諸司にその旨意を伝える。太監は乾清門を抜けて閣臣諸司官が参会している左順門に達して皇帝の聖旨を伝え、諸司はそれを受けて答案を作成、あるいは執務を行うこととなる。伝奉授官の場合は、まずは左順門で吏部尚書が太監から皇帝の聖旨を受け取る。その後、皇帝が降した聖旨に基づいて吏部はその内容を諮詢し、翌日早朝の朝政で皇帝及び諸臣にその採用の是非を覆本(コピー)を添えて報告することとなっていた。こうした手続きが宣徳期までは人事の基本であった訳であるが、しかしながら、この吏部の人事決定に関する手続き、特に諮詢と覆本の部分が天順期以降から次第に省略されるようになっていった。人事に関するこうした吏部の介入が省かれた結果、相

応する如く太監の権限が強化し、容易な授官方式として成化年間に伝奉授官が盛行するようになっていった。こうして与えられた官の中には、秩禄陞進は受けるものの実職を持たない帯俸官も含まれていた。あるいは実職は他にある者も含めてこれらはみな伝奉官と称され、次第に王朝財政を圧迫する要因として弊害になっていった。その弊害を除くため、成化 21 年（1485）と 23 年（1487）には二度に亘って伝奉官の淘汰という大リストラが行われることとなった。伝奉授官で多くの帯俸官を抱えていた太医院では、実職を持たない帯俸官は淘汰され、それ以外の実職を持つ通常の医官は降格処分されることで留官となった。

もともと太医院医官は内府管轄の御薬房において医事行政を行うため、内府宦官にとっては身近な存在である。一方で、外廷においては医学教育や医事行政の職務上、諸官と連携を取って業務を推進していくため、やはり諸司にとっても太医院医官の存在は重要であった。また、太医院の職務範囲は王朝の医事行政のみならず、全体の民政及び軍政の医事に関わって頗る広い。成化年間においては、この太医院医官の長である院使に、四方の奏上案件を取り扱い、内外諸政に通じた通政司の官が帯俸官として与えられることとなった。これは、太医院院使の伝奉授官の慣例となり、成化年間の歴代院使たちはいずれも同様に通政司官の秩禄帯俸の肩書きを持つことになった。ただし、その職務はなお太医院事であり、伝奉授官された院使はそれまでと同様に内府御薬房に勤めていた。

従って、太医院院使に同品他官ではなく通政司官を授けた皇帝の旨意は、内府の太監からすれば、内廷外廷の中継ぎ役としての役割が期待できるものであったと見なすことができる。故に、太医院院使に対して通政司官を与えたこの伝奉授官の慣例は、ただの成化年間に盛行した伝奉官濫発の一事例ではなく、王朝政治とその権勢の流れに大いに関わっていた事象と意義づけることができる。

第Ⅲ部 太医院による勅撰官修薬典の編纂

第Ⅲ部では、明代唯一の勅撰官修薬典である『御製本草品彙精要』の編纂始末と薬典のその後の状況を検討することを通して、太医院による医書編纂の実態とその職務権限の幅、そして明代本草学上におけるこの薬典の書物的価値を明らかにした。

第一章では、明朝唯一の勅撰官修薬典である『御製本草品彙精要』の編纂始末について、王朝の政策決定プロセスという面に焦点をあて、皇帝から編纂の命令が発下されてから執務開始に至るまでの経緯を検討した。

『御製本草品彙精要』の編纂政策は、弘治 16 年（1503）8 月 9 日の皇帝の立案から始まった。まず、弘治帝の本草編纂を意図した聖旨が司礼官太監蕭敬により、内閣に伝奉された。内閣では、皇帝の命令書の原案を作成する票擬が行われるためである。その後、当時内閣の首輔であった劉健が、弘治帝に旨意に則して命令書の原案を提出して翰林院編修 2 名を主管として派遣し、太医院で編纂が行われることが決定された。編纂の担当官庁となった太医院は、その内閣の原案起草とは別に弘治帝に対して編纂計画の覆奏（報告）を上

げた。

しかしながら、太医院のこの覆奏は、内閣側にとっては編纂事業の進め方を少しく再検討すべき懸念事項となった。なぜなら、太医院側からは主管を含めて編纂事業を太医院のみで進め、内閣がその後に校正を行うべしとする案が提出されたからである。内閣側が派遣した翰林院編修の2名は、そもそも王朝による勅撰官修事業の責任者として、薬典編纂の際に想定される誤字の是正や編纂官の知識不足を補うことを目的に派遣された官員である。そのため、内閣は前述の太医院の提案に対して、①編纂を担当すべき医官は礼部による選抜考試を受けること、かつ②既に総督官として派遣した編修2名にこの件を任せて内閣が編纂事業に関与しないこと、が最も規律の守られた妥当性のある薬典編纂の進め方であるとして、弘治帝から厳格に太医院に明示してもらうこととした。しかしながら後日、またもや問題が生じることとなった。翰林院編修2名の下、その纂修事業は遅滞として進まず、ついには掌太医院事右通政の施欽等が、翰林院に編纂主管を委ねることを望む陳情を弘治帝に上げ、その編纂の職を辞すという事態に至ったからである。この陳情は、太医院医官が皇帝の治病を扱うという身近な存在であったために通されたと言える。

弘治帝はただちに翰林院に対して薬典編纂を行うように命令を下した。しかしながら、このような以前の命令を撤回する如くの下命を受けた内閣は、翰林院と太医院の両者の間に生じた行政上の亀裂を考慮し、翰林院に対する勅命の撤回と、太医院に対する再度の編纂命令を下すことが官庁の序列を保ち、双方の面子を立てることであるとして弘治帝に申し立てた。この劉健の請願に対して弘治帝も同意を示し、再び太医院に編纂を命じてこの薬典編纂事業は太医院によって行われることとなったのである。そしてその1年7ヶ月後、遂に『御製本草品彙精要』（42巻、付目録1巻総36冊）という薬典が完成した。こうし薬典編纂という政策決定のプロセスを検討することを通して、太医院の行政権域が医書編纂にも及んでいたことが明らかとなった。

『御製本草品彙精要』の編纂経緯に関しては、従来は内閣と太医院が編纂主管の大権を争ったという解釈が行われていたが、その政策決定プロセスの細事を見ると、むしろ内閣が政策決定の主権を握り、翰林院と太医院の間で編纂事業の主管をどちらが担うかの争議があったという事実が確認できた。また、完成された薬典の巻頭には、皇帝の御製が修められているが、この御製は同時代に勅撰官修された『大明会典』の御製序に比べ、箴言（教訓）的意味が現れた文となっており、公用のために編纂・刊行された国制総覧である『大明会典』とは、その編纂目的が別にあったことが窺われた。

第二章では、弘治帝の死後に引き起こされた太医院医官への弾劾事件に際し、薬典がその際にはどのように扱われ、その後の保管の是非とどのような関わりがあったのかという点について、弾劾事件の顛末から考察した。合わせて、清朝で校定された『本草品彙精要続集』の編纂経緯についても少しく検討を加え、王朝による医書編纂の意義とその歴史的特徴を明らかにした。

『御製本草品彙精要』が完成した2ヶ月後、思わぬことに弘治帝は36歳という壮年の盛

りでこの世を去った。その後、この編纂に携わった太医院医官は医療過誤の名目の下に弾劾訴追されることとなった。通常、医療過誤は前述の如く『大明律』名例律、十惡大不敬の「合和御藥誤不依本方及封題錯誤」の正条が適用される。弾劾された際、進薬治療の証拠として記録簿が提出され、その処置が適切だったと判断されれば降格処分程度で責任追及は落着となる。しかしながら、弘治帝が崩御したこの当時は法司をあげてその関係者たちに訊問と審議が行われ、10 日間に亘る公式裁判の下に、関係する全ての官員の罪状が明白にされることとなった。

ところが、この医事訴訟は思わぬことにその告訴内容が通常の「合和御藥誤不依本方及封題錯誤」から、「交結近侍内官」という吏律職制の罪状に取り換えられて進められることとなった。この「交結近侍内官」という罪状は、内官と計って悪弊を為した場合に適用される律であり、その刑は『大明律』では斬とされていた。この時、『御製本草品彙精要』は、勅撰官修薬典という書物の性格を持つだけでなく、この罪状を証明する文物としての性格を有することとなった。つまり、この薬典に記された編纂官の記録が、編纂時に内官と太医院医官が交結して悪弊をなしていたとする証拠とされたのである。こうして「交結近侍内官」の主犯と見なされた司設監太監張瑜、太医院院判劉文泰、御医高廷和の 3 名は、斬刑を宣告されることになったのであった。

ただし、この「交結近侍内官」の律で主犯と見なされて斬刑判決が下された者は、「真犯死罪秋後処決」という措置が執られることとなっていた。「真犯死罪秋後処決」は秋審ともいい、次の秋季の再審の後に斬刑処分の如何が決定される、というものである。そしてこの 3 名はその後 2 度の再審を受けることとなった。また、弘治年間に編纂された『問刑条例』では、「交結近侍内官」の判例として辺衛に謫戍（永遠充軍）という処分が下されることがあった。従って、主犯と見なされた張瑜、劉文泰、高廷和の 3 名は、結果としてはすぐには斬刑処理を受けず、最終的に永遠充軍として罰を与えられたわけである。

以上の如く、弘治帝の崩御に端を発する弾劾事件では、斬刑判決は律の再審や判例が適用されて医官に対する重罪はすぐに処分が下されないことがわかった。『御製本草品彙精要』の編纂官として名を連ねた太医院医官は、勅撰官修薬典の編纂官として名を後世に残すとともに、折しも弘治帝の崩御に遭遇したことによって、天地がひっくり返る境地に立たされることとなったのであった。しかしながら一方で、『御製本草品彙精要』の謄録官を担当した官員たちは、その後に俸禄の恩典を承け賜るという栄誉を得た。

清朝康熙 39 年（1900）、この薬典は再び皇帝の御覧に呈されることとなる。宮中にあつたこの薬典を見て、康熙帝はその絵の美しさを賞賛し、絵録を編纂させることとした。それと同時に李時珍の『本草綱目』と照らし合わせてその項目不足を補わせるため、太医院医官に命じて『本草品彙精要続集』10 巻を編纂させることとした。これもまた、皇帝の勅命によって行われた編纂事業であった。

従来、王朝の刊行物の編纂を担当するのは主に翰林院という役所であった。しかしながら書物の種類によっては、関係する衙門が通常業務の中で編纂事業を受け持つ必要が出て

くる。皇帝の勅命によって編纂事業が決定すると、それは内閣という輔政組織から下部執行組織に伝達され、その中で編纂事業の担当者が決められる。そうして編纂が開始され、完成後は皇帝へ報告されるとともに書物が贈呈がされて業務完了となる。明朝本『御製本草品彙精要』も清朝本『本草品彙精要続集』も、共にこうした政策決定のプロセスを経て、中央医療行政組織を統括している太医院という組織の手によって編纂された薬典であった。

明朝に編纂された『御製本草品彙精要』は、その後清朝で『本草品彙精要続集』という補完本が編纂されたことによって、ようやく李時珍の『本草綱目』と同等の薬典的価値を持つようになった。しかしながら、この『御製本草品彙精要』と『本草品彙精要続集』は、王朝による勅撰官修薬典として皇帝の御覧に資することがその目的にあったため、清朝末期まで宮中の奥深くに秘されて明清を通じて民間で出版流通することはなかった。その存在は、1937年に上海の商務印書館からようやく鉛印本が出されて日の目を見ることとなる。そして皇帝に進呈された『御製本草品彙精要』の原本は、複雑な経緯で1960年代に日本に亘り、今は武田科学振興財団の杏雨書屋に保管されている。